

令和7年度 大阪府住宅供給公社  
屋外広告物掲出事業者の募集

実施要領

令和8年3月

大阪府住宅供給公社

## 目 次

一般競争入札の主な手順	P. 1～P. 2
募集概要等	P. 3～P. 10
入札心得	P. 11～P. 12
注意事項	P. 13～P. 14
契約書（案）	P. 15～P. 20
(参考) 大阪府暴力団排除条例（抜粋） 大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱（抜粋）	P. 21
提出書類等の書式（見本）	P. 22～P. 41
入札必要書類等チェックリスト	P. 42
事業候補者に提出していただく書類	P. 43
郵送方法	P. 44～P. 47
大阪府住宅供給公社地図・交通アクセス図	P. 48

## 《屋外広告物掲出事業者の募集 主な手順》

入札の公表 要領等の配布	◎公表日：令和8年3月30日（月） ◎配布方法：大阪府住宅供給公社ホームページ <a href="https://www.osaka-kousha.or.jp/">https://www.osaka-kousha.or.jp/</a> 上記当公社ホームページからダウンロードして下さい。 なお、窓口での配布はいたしません。 ◎問合せ先：大阪府住宅供給公社 住宅経営部 管理企画課 活用第一グループ
-----------------	---



質疑の受付 及び回答	(質疑受付) ◎提出方法：郵送による。 ◎受付締切日：令和8年4月15日（水）必着 ◎提出先：大阪府住宅供給公社 住宅経営部 管理企画課 活用第一グループ (質疑回答) ◎回答日：令和8年4月20日（月） 公社ホームページに掲載します。 (詳細は、P.6を参照して下さい。)
---------------	---



入札受付	◎日時：郵送による。(送り主の元に配達記録が残るもの) 令和8年4月27日（月）(※配達日指定) ◎あて先：北浜郵便局留 (詳細はP.6～P.7を参照して下さい。)
------	---



開札及び 事業候補者 の決定	◎開札日：令和8年4月28日（火）午前10時 (受付は午前9時30分より行います。) ◎開札会場：大阪府住宅供給公社 (大阪市中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル 地下1階 入札室) ※ <u>入札保証金をご持参下さい。</u> (詳細はP.8～P.9を参照して下さい。)
----------------------	---



<次頁へ>

書類提出	<p>◎書類提出</p> <p>開札後、事業候補者の方は、5月26日(火)までに、「屋外広告物（掲出・変更掲出）申請書」（別紙様式1）に設計図書・仕様書等を添付の上、公社に提出するものとします。</p> <p>（詳細はP.9を参照して下さい。）</p>
------	--



書類審査及び事業者の決定	<p>◎書類審査</p> <p>公社において、提出された書類の審査をします。</p> <p>◎事業者の決定</p> <p>書類審査で合格した者を事業者とします。</p> <p>※事業者の結果は公社ホームページにて公表します。</p> <p>（詳細はP.9を参照して下さい。）</p>
--------------	---



契約の締結等	<p>◎公社と事業者とで屋外広告物の掲出に関する契約を締結します。</p> <p>◎期 限：令和8年6月9日（火）まで</p> <p>（詳細はP.9～P.10を参照して下さい。）</p>
保証金等の支払い	<p>◎屋外広告物の掲出に関する契約締結日までに、保証金の金額から入札保証金を差し引いた額及び初年度分の掲出料を一括して支払っていただきます。</p> <p>◎期 限：令和8年6月9日（火）まで</p> <p>（詳細はP.9～P.10を参照して下さい。）</p>

## 1 募集概要・目的

大阪府住宅供給公社（以下「公社」という。）では、府民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、公社賃貸住宅敷地を活用した広告事業を実施する屋外広告物掲出事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

以下に、貸出対象となる物件を掲載しております。当該場所で広告物の掲出を希望される事業者の応募をお待ちしております。

## 2 対象物件一覧

物件番号	所在地（団地名）	土地の貸出面積	設置箇所	土地の最低貸出価格
①	吹田市佐竹台1丁目2番30号 （団地名：OPH 千里佐竹公園） 阪急千里線「南千里」駅まで徒歩約6分	1 m <sup>2</sup>	1箇所	14,784円／年
②	吹田市藤白台3丁目5番 （団地名：OPH 北千里駅前） 阪急千里線「北千里」駅まで徒歩約2～4分	2 m <sup>2</sup>	1箇所	22,196円／年
③	吹田市津雲台3丁目2番 （団地名：OPH 南千里津雲台） 阪急千里線「山田」駅まで徒歩約13～15分、 同「南千里」駅まで徒歩約12～13分	8 m <sup>2</sup>	1箇所	76,684円／年
④	守口市長池町8番4号 （団地名：OPH 守口長池町） 京阪本線「滝井」駅まで徒歩約3分又はOsaka Metro「太子橋今市」駅まで徒歩約7分	3 m <sup>2</sup>	1箇所	29,696円／年
⑤	寝屋川市豊野町25番1号 （団地名：OPH 寝屋川豊野） 京阪本線「寝屋川市」駅まで徒歩約13分	2 m <sup>2</sup>	1箇所	17,649円／年
⑥	堺市南区晴美台3丁14番 （団地名：晴美台） 「槇塚台センター」バス停まで徒歩約3～5 分、南海泉北線「泉ヶ丘」駅までバス約10分	4 m <sup>2</sup>	1箇所	14,982円／年

※物件毎に申込することができます。また、上記6物件を一括で申込することも可能です。

※契約締結時には掲出料とは別に、物件番号毎に保証金として、金100,000円をお支払いいただきます。

### 3 条件

#### (1) 広告物の種類及び大きさ

- ① 広告物は、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され、平面的に広告内容を表示させたものとしします。
- ② 地面に固定されているフェンスに設置するもの、屋上看板、壁面広告は不可としします。
- ③ 地面から広告板までの高さは3 m以下、支柱は2本以上でかつ、足の長さ（地面から広告板下部までの高さ）は1 m以下で見える状態としします。
- ④ 照明付広告物は不可としします。
- ⑤ 広告物の掲出期間は、契約開始日から5年間としします。

#### (2) 設置場所等

- ① 物件毎で1基としします。
- ② 設置場所は、公社が指定した付近に設置としします。（P.13～P.14の「各団地共通の調書」を参照。）

#### (3) 土地の面積

土地は、物件毎に貸出の面積を指定しています。

#### (4) 広告板の内容

掲示内容は、住宅内に掲出される広告物としてふさわしいもので、居住環境、安全、美観等に十分配慮され、入居者の生活利便性に寄与するものとしします。

#### (5) その他注意事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、広告物として掲出できません。

- ① 大阪府屋外広告物条例及び各市町村の屋外広告物条例並びに関連法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 人権侵害になるもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 政治性、宗教性のあるもの
- ⑤ 社会問題に関する主義主張を含むもの
- ⑥ 個人又は法人の名刺広告
- ⑦ 広告物の内容を、公社が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- ⑧ 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- ⑨ 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないもの
- ⑩ 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ⑪ 暴力団等の反社会的団体及びそれらの関連事業者の広告物
- ⑫ 公社が実施する業務内容と同様又は類似の事業者の広告物
- ⑬ その他、公社が実施する事業の円滑な運営に支障をきたすもの、又は賃貸住宅敷地の管理上、適切でないと公社が判断するもの

## 4 手順

一般競争入札を実施し、書類審査を経て、契約となります。

- (1) 一般競争入札では、契約に関する公告をし、定められた資格を有する者が入札の方法によって競争し、最高価格を提示した者に、契約に関する優先権があります。
- (2) 入札後、最高価格を提示した者は、屋外広告物の申請書を公社へ提出し、公社による書類審査に合格した者と契約を締結します。

## 5 参加資格

事業者は、大阪府屋外広告業の登録を行っている者で、次の各号のいずれにも該当しない者となります。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定）により、従前の例によることとされる更生事件（以下、「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下、「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（以下、「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合においては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (10) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改

正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号若しくは大阪府暴力団排除条例(平成 22 年大阪府条例第 58 号)第 2 条第 4 号の規定に該当しない者であること。
- (12) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

## 6 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) この「実施要領」に定められた資格等に違反又は不正な行為を行った場合
- (2) 提出した書類等に虚偽の記載等があった場合
- (3) 入札金額が最低貸出価格を下回った場合
- (4) 開札時に入札保証金を支払わなかった場合
- (5) 開札時に、大阪府屋外広告物条例及び各市町村の屋外広告物条例並びに関係法令等において、登録の取消しや営業停止の処分を受けている場合

## 7 禁止事項

応募者は公社の職員から直接、間接的に協力を受けてはなりません。

## 8 質疑の受付及び回答等

実施要領に関する質問は、質疑書(様式-1)に要旨を簡潔にまとめ、次のとおり提出して下さい。(※様式-1は公社ホームページよりダウンロードできます。)

- (1) 提出方法 郵送による
- (2) 受付締切日 令和 8 年 4 月 15 日(水)必着
- (3) 提出先 〒541-0042  
大阪市中央区今橋 2 丁目 3 番 21 号  
大阪府住宅供給公社 住宅経営部 管理企画課 活用第一グループ
- (4) 回答日 令和 8 年 4 月 20 日(月)  
公社ホームページに掲載します。

※質疑書以外による問い合わせには応じられません。

※質疑回答書は、その内容を「実施要領の一部(追加及び修正)」として取り扱います。

## 9 入札方法等

- (1) 入札方法
  - ① 郵送による入札とします。(※持参したものは受付いたしません。)

- ② 送り主の元に配達記録が残るものとして「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」、「特定記録郵便」のいずれかの方法で、「配達日指定」で郵送して下さい。

封筒は各自でご用意いただき、表に「入札関係書類在中」と明記して下さい。

- ③ あて先：〒541-0042

北浜郵便局留 大阪府住宅供給公社 住宅経営部 管理企画課 活用第一グループ 宛

- ④ 入札必要書類等配達指定日（北浜郵便局への配達日指定）：令和8年4月27日（月）

※指定配達日以外に配達されたものは無効になりますのでご注意ください。

※提出された入札必要書類等は、その事由のいかんにかかわらず、引き換え、変更又は取り消しをすることができません。

(2) 入札必要書類等

- ① 入札参加申込書 **様式-2**
- ② 入札書 **様式-3**
- ③ 誓約書（2種類） **様式-4、様式-5**
- ④ 役員名簿 **様式-6（法人の場合のみ）**
- ⑤ 住民票（法人の場合は商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書）
- ⑥ 印鑑証明書
- ⑦ 屋外広告業登録通知書（写し）

※①～⑦の書類等をすべて同封して郵送して下さい。（P.44～P.47の郵送方法参照のこと）

※③は、本物件入札に関する誓約書及び大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書の2種類があります。2種類とも提出して下さい。

※⑤、⑥については、開札日を基準に3ヶ月以内のものに限ります。

※提出書類は、一切返却しません。

※必要書類が不足している場合は無効となりますのでご注意ください。

※入札書、入札参加申込書、誓約書の記載に不備があるもの、または、不明瞭なものは無効となりますので、ご注意ください。

※**様式-1**から**様式-6**は公社ホームページよりダウンロードできます。

(3) 入札書記載の注意事項

- ① 入札書には、入札者の住所・氏名を記入の上、実印（印鑑証明書と同じ印鑑）を、必ず押印して下さい。
- ② 入札書への金額の記入には、算用数字（0、1、2、3、・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、物件番号毎に記入して下さい。
- ③ 入札において使用する通貨は、日本国通貨に限ります。
- ④ 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - ア 入札金額が入札保証金の50倍を超える入札
  - イ 入札者の記名押印がない入札
  - ウ 入札金額、入札者の氏名その他の主要部分が識別し難い入札

## 10 入札保証金

- (1) 入札参加者は、開札当日に入札保証金を納付していただきます。(納付しない場合は失格となります。)
- (2) 入札参加者は、入札保証金として、入札金額の100分の2以上の額を納付して下さい。
- (3) 入札保証金は、現金とします。物件番号別に封筒に入れて、開札会場に持参してご提出ください。
- (4) 事業候補者以外の方には、入札保証金を開札終了後その場でお返しいたします。
- (5) 事業候補者が納付した入札保証金は、保証金に充当します。ただし、入札保証金には利息を付しません。
- (6) 入札及び書類審査まで合格した事業者が、正当な理由なく期日までに屋外広告物の掲出に関する契約を締結しないとき(開札後、入札に参加する者に必要な資格を有さないものであることが判明し失格したときを含む。)は、入札保証金は返還いたしません。

## 11 開札について

- (1) 開札日時及び場所
  - ① 日時：令和8年4月28日(火) 午前10時 (受付は午前9時30分より行います。)
  - ② 場所：大阪府住宅供給公社  
(大阪府中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル 地下1階 入札室)
- (2) 開札当日に持参していただくもの
  - ① 入札保証金(現金とします。物件番号別に封筒に入れてご提出ください。)
  - ② 入札保証金納付書 **様式-7**
  - ③ 印鑑(実印(入札書使用印鑑))。  
※代理人の方が開札に参加する場合は、委任状の代理人使用印と同じ印鑑を持参のこと。
  - ④ 委任状 **様式-8**  
※代理人の開札参加の場合、入札参加者からの委任状が必要。
  - ⑤ 本書(「屋外広告物掲出事業者の募集 実施要領」)  
※**様式-7**、**様式-8**は公社ホームページよりダウンロードできます。
- (3) 注意事項
  - ① 入札参加者は、開札に立ち会っていただきますので上記の日時、場所にお越し下さい。
  - ② 公社に駐車場はありません。公共交通機関又は民間等駐車場をご利用下さい。
  - ③ 開札当日の受付は、開始時刻の30分前から行います。開札開始時刻までに受付と入札保証金の納付をお済ませいただかないと参加することができません。お早めにご来場下さい。
  - ④ 開札開始時刻になりますと、開札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、開札に参加することができませんので、ご注意下さい。
  - ⑤ 開札会場では、受付で手続きを行い、入札保証金を納付した方以外は入場できません。なお、開札会場への入場は、代表者または代理人を含む合計2名までとします。
  - ⑥ 代理人は、入札参加者からの委任状を持参した場合のみ、開札に参加できます。
  - ⑦ 公正な入札を行うため、事業者の決定時まで、入札参加者名、参加者数などのお問い合わせ

せには一切お答えできません。

※ 詳細については、入札心得 (P. 11~P. 12) をお読み下さい。

## 12 事業候補者の決定

- (1) 開札の結果、最高の入札金額をもって入札した入札参加者を事業候補者とします。  
ただし、同価格の入札者が2以上であるときは、直ちに行う「くじ」によって事業候補者を決定します。
- (2) 提出書類等に不備がある場合、次点の入札参加者が事業候補者になります。

## 13 書類審査

- (1) 事業候補者は、5月26日(火)までに「屋外広告物(掲出・変更掲出)申請書」(別紙様式1)に設置位置図及び広告物の設計図書・仕様書を添えて、公社に提出して下さい。
- (2) 公社において書類審査をします。
- (3) 申請書には下記の書類を添付して下さい。
  - ①平面図(広告物の設置位置が確認できる図面)
  - ②意匠図(広告物のデザイン、広告物の面積の分かる図面)
  - ③構造図(基礎の構造、材質、支柱の大きさ等、分かる図面)
- (4) 広告物の内容又は広告物の大きさ並びに掲出場所の状況等により、掲出を許可できない場合があります。

## 14 事業者の決定

書類審査で合格した者を事業者とします。

なお、公平性、透明性確保のため、事業者の決定結果(物件の所在地・入札者の住所・氏名)を公社ホームページで公表いたします。入札参加者はこのことを了承した上で入札して下さい。

## 15 契約締結手続き

- (1) 公社と事業者との間で、「屋外広告物に関する契約書」を締結します。契約は、書類審査合格後、令和8年6月9日(火)までに、大阪府住宅供給公社 住宅経営部 管理企画課 活用第一グループにおいて行います。
- (2) 契約は、物件毎に公社と事業者との間で締結します。
- (3) 事業者は、契約締結日までに、保証金(金100,000円)の金額から入札保証金を差し引いた保証金の金額及び初年度分の掲出料を、公社が発行する振込通知書により一括してお支払い下さい。なお、保証金は無利息扱いとします。
- (4) 事業者が「屋外広告物に関する契約書」を締結しなかった場合、その事業者は、本6物件を再度募集した際には入札に参加することが出来ませんので、ご注意下さい。
- (5) 契約締結後は、設置に伴う許可番号を事業者に通知します。事業者はその許可番号を広告板に表示して下さい。

## 16 事業者負担

- (1) 大阪府屋外広告物条例及び各市町村の屋外広告物条例並びに関連法令等に抵触しないことの確認
- (2) 広告板には名板（設置者名、設置年月、許可番号）を明記
- (3) 埋設物の調査（費用が発生する場合は、その負担は事業者負担）
- (4) 広告物の維持管理（年1回の定期点検、台風等災害予見時前後の点検及び対策の報告）
- (5) 事業者による、公社又は第三者に与えた損害の一切の賠償
- (6) 広告により販売された物やサービスによる損害及び苦情等の対応
- (7) 広告物の撤去及び、原状復旧費用

## 17 その他の注意事項

- (1) 事業者は、契約の締結日までに初年度分の掲出料を納付し、次年度以降については、当該年度分をその年度の5月28日までに納付するものとします。
- (2) 公社が受領した掲出料は、契約が解除された場合（公社の責任に帰する事由により解除する場合を除く）であっても返還いたしません。
- (3) 掲出料は公社が必要と認めた場合に改定できるものとします。
- (4) 保証金のほか、広告物の製作費、その掲出又は表示に係る設置料、撤去費等一切の費用は、事業者の負担とします。
- (5) 事業者が広告物を変更しようとするときは、「屋外広告物（掲出・変更掲出）申請書」（別紙様式1）に、設置位置図及び、広告物の設計図書・仕様書を添えて公社に提出するものとします。
- (6) 入札後、契約時までには現地を精査して、土地の貸し出す面積が増加する場合は、入札時に入札書に記載された1㎡当たりの単価に、精査で確定した面積を乗じて得た金額で契約します。  
なお、この場合も、広告板の幅は貸し出す面積の幅を超えないものとします。

令和7年度 大阪府住宅供給公社  
屋外広告物掲出事業者の募集  
実施要領

入 札 心 得

(入札参加者)

第1条 入札参加者は、令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集実施要領（以下「実施要領」という。）を熟読のうえ、入札して下さい。

なお、屋外広告物の掲出に関する契約書(案)（以下、「契約書」という。）を優先します。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札保証金を納付していただきます。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはなりません。

(入札書の郵送方法等)

第4条 入札書は次の各号に掲げるところにより郵送して下さい。

(1) 入札書配達指定日（北浜郵便局に入札書等書類が届く日）に必ず入札書が到着するよう郵送して下さい。なお、入札書等書類到着日以外での入札は無効となります。

(2) 郵送方法は、郵便局窓口で「一般書留郵便」・「簡易書留郵便」・「特定記録郵便」のいずれかの方法とし、開札が終わるまで差出控えを保管して下さい。

(3) 郵送した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引き換え、変更又は取り消しを行うことはできません。

(入札の無効)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札参加資格が無い者がした入札

(2) 入札参加者以外の者がした入札

(3) 「一般書留郵便」・「簡易書留郵便」・「特定記録郵便」以外の方法で入札書を提出した

場合（北浜郵便局で手続きをする場合を除く）

- (4) 入札書を封筒に2枚以上入れた入札
- (5) 封筒の入札参加者名と同封された入札書の入札参加者名が異なる場合
- (6) 入札書の金額を訂正した入札又は入札書の内容記載事項が明らかでない入札  
(入札書の内容訂正は訂正印を押印しても認められません。)
- (7) あきらかに不正行為があったと認められる入札
- (8) 実施要領に記載する最低貸出価格に満たない金額を記載した入札
- (9) その他実施要領又は本心得書の条項に違反する者のした入札
- (10) 入札保証金を納付しなかった場合

(入札書の開札)

第6条 公社職員である事務局と、入札参加者又は入札参加申込に関する委任を受けた者（以下、「開札立会人」という。）にて開札を行います。

2 開札立会人には、開札終了後、入札結果表へ捺印していただきます。

(同価格の入札参加者が2人以上ある場合の事業候補者の決定)

第7条 同価格の入札をした者が2人以上あるときは、開札立会人による「くじ」によって事業候補者を決定します。

(事業者の決定)

第8条 入札参加者のうち、最高の価格をもって入札した者を事業候補者とします。その後、「屋外広告物（掲出・変更掲出）申請書」を提出し、書類審査に合格した者を事業者とします。

なお、入札書類等に不備がある場合、次点の入札参加者が事業者候補者となり、書類審査を経て、事業者に決定されます。

(異議の申し立て)

第9条 入札参加者は入札書送付後この心得、実施要領等について異議を申し立てることはできません。

以上

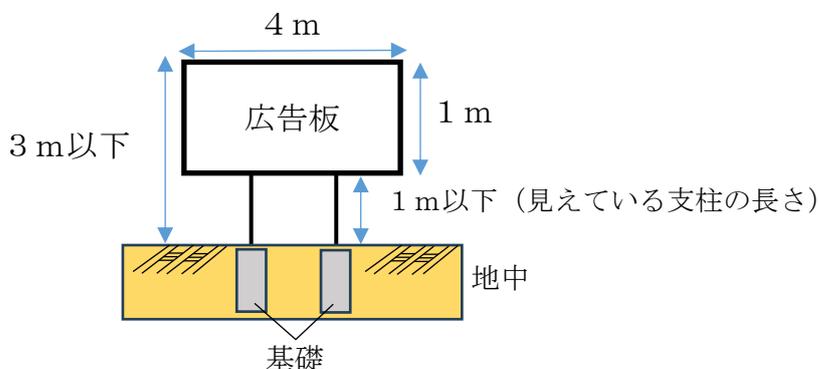
# 各団地共通の調書

## 設置に向けての注意事項

### (1) 広告物の種類及び大きさ

- ① 広告物は、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され、平面的に広告内容を表示させたものとする。
- ② 地面に固定されているフェンスに設置するもの、屋上看板、壁面広告は不可とします。
- ③ 広告物の大きさは、地面から看板までの高さは3 m以下、支柱は2本以上でかつ、見えている支柱の長さ（地面から広告板下部までの高さ）は1 m以下とします。（図1参照のこと）  
※物件番号①は、花壇内のため支柱の長さに制限があります。（P.14の図2参照のこと）
- ④ 照明付広告物は、設置不可とします。

【図1：設置例 横幅4 mの場合】



### (2) 設置場所

- ① 物件毎で1基とします。
- ② 設置場所は、公社が指定した付近に設置することとします。
- ③ 土地の貸出面積は、物件番号によって、貸出面積を定めております。  
物件番号① 貸出面積 1 m<sup>2</sup>（横幅 2 m、奥行 0.5 m）※花壇  
物件番号② 貸出面積 2 m<sup>2</sup>（横幅 2 m、奥行 1 m）※法面  
物件番号③ 貸出面積 8 m<sup>2</sup>（横幅 4 m、奥行 2 m）※植樹帯

(略図：物件番号①)



(略図：物件番号②)



(略図：物件番号③)



■：土地の貸出位置図

(出典：国土地理発行 2.5 万分 1 地形図)

- 物件番号④ 貸出面積 3 m<sup>2</sup> (横幅 3 m、奥行 1 m) ※植樹帯
- 物件番号⑤ 貸出面積 2 m<sup>2</sup> (横幅 2 m、奥行 1 m) ※植樹帯
- 物件番号⑥ 貸出面積 4 m<sup>2</sup> (横幅 4 m、奥行 1 m) ※法面

(略図：物件番号④)



(略図：物件番号⑤)



(略図：物件番号⑥)



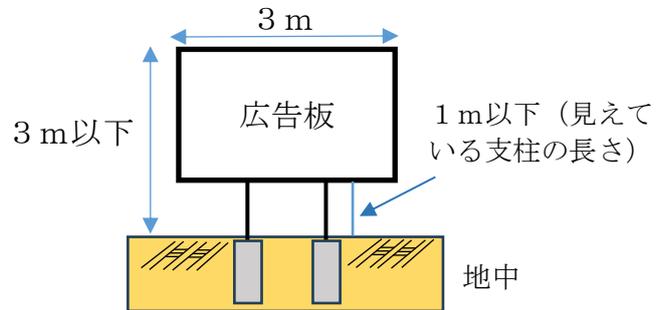
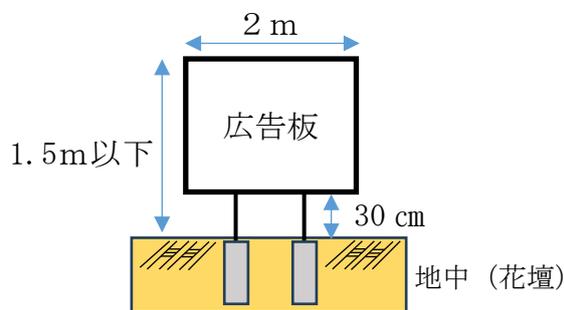
■ : 土地の貸出位置図

(3) 広告板の最大値について

- ・ 広告板の幅が、土地の横幅からはみ出ないようにして下さい。
- ・ 参考までに一部、広告板の最大の大きさを下記に示します。

【図 2：参考】

- ・ 物件番号① (花壇内で横幅 2 m の場合)
- ・ 物件番号④ (横幅 3 m の場合)



(4) 注意事項

- ① 広告板に掲載する内容は、景観に配慮した彩色とするなど、大阪府屋外広告物条例及び各市町村の屋外広告物条例並びに関連法令等を遵守すること。
- ② 設置費並びに安全性の確認等で発生する費用は事業者の負担とする。
- ③ 点検は、年 1 回の自主点検に加えて、台風等災害の発生が予見できる場合にはその前後でも行い、屋外広告物点検技能講習終了者による点検結果を「自主点検報告書」(別紙様式 4) にて報告すること。
- ④ 広告物は、契約締結後から 3 ヶ月以内に設置すること。

## 屋外広告物の掲出に関する契約書（案）

大阪府住宅供給公社（以下「甲」という。）と、●●●●（以下「乙」という。）は、次のとおり屋外広告物（以下「広告物」という。）の掲出に関する契約を締結する。

### （総則）

第1条 甲が所有する賃貸住宅の敷地に対して、乙が広告物を掲出することを目的とする。

2 乙は、広告物を掲出するにあたり、各地方公共団体の許可等、必要な手続きを行い、許可書等の写しを甲に提出する。

3 甲は、広告物の掲出にあたり、契約締結後、乙に屋外広告物掲出にかかる許可番号通知書により許可番号を通知するものとする。

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

### （広告物の範囲）

第3条 乙が掲出しようとする広告物が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある場合は、甲はその掲出を認めないものとする。

- (1) 大阪府屋外広告物条例及び各市町村の屋外広告物条例並びに関係法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性、宗教性のあるもの
- (5) 社会問題に関する主義主張を含むもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 広告物の内容を、甲が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (9) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないもの
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 暴力団等の反社会的団体及びそれらの関連事業者の広告物
- (12) 甲が実施する業務内容と同様又は類似の事業者の広告物
- (13) 前各号に掲げるもののほか、甲が実施する事業の円滑な運営に支障をきたすもの、又は賃貸住宅敷地の管理上、個別の事情に応じ適切でないと甲が判断するもの

### （広告物の設置開始期限等）

第4条 乙は、甲の指示により、広告物を掲出する場所の埋設管等の有無を調査するもの

とし、調査に係る費用が必要な場合は、その費用を乙が負担する。

- 2 乙は、広告物の設置工事（以下「設置工事」という。）を、この契約の締結日から起算して3ヶ月が経過する日までに、乙の責任と費用負担により開始しなければならない。
- 3 乙は、設置工事を開始しようとする日の1週間前までに、甲へ連絡しなければならない。
- 4 乙は、設置工事にあたり、甲若しくは第三者の財産を毀損したとき、又は損害を及ぼしたときは、その責任において直ちにこれを原状に回復し、又は及ぼした損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、設置工事にあたっては、甲の指示に従うほか、関連法令等を遵守しなければならない。

#### （掲出料）

第5条 この契約に基づく広告物の掲出料は、金●●●●●●●●円とする。

2 前項の掲出料の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 令和8年度分 ●●●●●●●●円
- (2) 令和9年度分 ●●●●●●●●円
- (3) 令和10年度分 ●●●●●●●●円
- (4) 令和11年度分 ●●●●●●●●円
- (5) 令和12年度分 ●●●●●●●●円

3 乙は、契約の締結日までに初年度分の掲出料を納付するものとし、次年度以降については、その年度の5月28日までに納付するものとする。

#### （掲出料の改定）

第6条 甲は、前条の規定にかかわらず、甲が必要と判断した場合は、掲出料を改定できるものとする。

2 前項により掲出料を改定したときは、甲は乙に当該年度の4月末までに通知するものとする。

#### （保証金）

第7条 乙は、掲出料の支払、損害の賠償その他この契約から生ずる債務を担保するため、保証金として金100,000円を甲に支払うものとする。

2 甲は、第2条に規定する契約期間が満了したとき又は第14条及び第15条の規定に基づき、契約が終了したとき並びに第16条第1項の規定に基づく乙による原状回復を確認できた場合は、前項の保証金のうち乙の債務弁済にあてた残額を速やかに乙に返還するものとする。

3 保証金には、利息を付さないものとする。

#### （遅延利息）

第8条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、掲出料の支払を遅延したときは、その支払を遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年（365日あたり）14.6%の割合により算定した額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

(定期点検)

第9条 乙は、広告物について年1回自己点検を行い、点検結果及び異常があった場合の改善内容を、自主点検報告書(別紙様式4)(以下、「様式4」という。)により甲に報告するとともに、必要な補修等を行わなければならない。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、台風等災害の発生が予見できる場合には、その前後にも自主点検を行い、安全を確保するために必要な対策を講じた上、甲に様式4を提出するものとする。

(設置場所の使用上の注意等)

第10条 乙は、善良な管理者の注意をもって設置場所を使用し、また、乙の設置する広告物を適切に維持管理しなければならない。

2 乙は、設置する広告物に、設置者名、設置年月及び甲が通知した許可番号を表示しなければならない。

3 乙は、乙が故意若しくは過失又は災害等により、甲又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

4 乙は、設置する広告物の内容及びその広告物を通じて販売された商品若しくは提供されたサービスに関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

5 乙は、設置する広告物に関し、第三者から苦情を受け又は第三者との間で紛争が生じた場合は、乙の責任と負担において解決するものとする。

6 前2項の規定は、契約終了後においても免れないものとする。

(甲の承諾を要する事項等)

第11条 乙は、広告物の種類若しくは内容を変更し、又は広告物を改造しようとするときは、速やかに屋外広告物(掲出・変更掲出)申請書を甲に提出し、甲は賃貸住宅敷地等の管理上支障がないと認めた場合はこれを承諾し、屋外広告物変更承諾書により乙に通知するものとする。

2 乙は、広告物掲出に係る業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に甲の承諾を得なければならないものとする。

(禁止事項)

第12条 乙は、名目のいかんを問わず、この契約に基づく一切の権利の全部又は一部を第三者に使用させ、譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

2 甲は、広告物の内容が賃貸住宅敷地の管理上、好ましくないと認めたときは、当該広告物の掲出中止を申し入れることができるものとし、乙は、当該申し入れに従わなければならないものとする。

(甲に対する通知)

第13条 乙は、次の各号に該当する事由が生じたときは、直ちに、その旨を甲に書面で通知しなければならない。

- (1) 掲出した広告物により甲の所有物件及び第三者に損害が発生したとき。
- (2) 広告物の設置工事を開始できないことが明らかになったとき。
- (3) 名称、代表者又は主たる事務所の所在地や連絡先を変更したとき。
- (4) 解散し、若しくは合併したとき又は営業を停止し、廃止し、若しくは譲渡したとき。
- (5) 滞納処分、強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は競売の申立てを受けたとき。
- (6) 破産の申立て、再生手続き開始の申立て、又は更生手続き開始の申立てがあったとき、若しくは自らがこれらの申立てを行ったとき。
- (7) 会社の整理開始若しくは特別清算開始の申立て（自己申立てを含む。）又は通告によるこれらの開始の命令があったとき。
- (8) 広告物の掲出について、所管行政庁等から許可の取消処分を受けたとき又は許可期間が満了し、継続について許可されなかったとき。

#### （契約の解除）

第14条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらないでこの契約を解除することができる。

- (1) 所管行政庁等から許可を受けることができず、第4条第2項に定める期間中に設置工事を開始できなかったとき。
- (2) 解散等によりこの契約の存続が不能になったとき。
- (3) 賃貸住宅敷地の管理上、好ましくないと甲が認め、当該広告物の掲出中止を申し入れたにもかかわらず、当該申入れに従わないとき。
- (4) 掲出料の支払期日から1ヶ月を経過しても支払がないとき。
- (5) 前条第4号から第8号までに掲げる事由が生じた場合において、甲がこの契約を継続することが困難であると認めたとき。
- (6) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその法人の役員又はその支店、若しくは営業所を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であることが認められるとき。
- (7) 暴力団関係者が顧問に就任するなど事実上、経営に参加していると認められるとき。
- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
- (9) 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (10) 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (11) 業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときの契約にあたり、その相手方が第7号から第10号に規定する行為を行うものであると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (12) 賃貸住宅敷地の管理上支障が生じたとき。
- (13) 法令等により広告物の掲出を禁止されたとき又はその広告物の撤去を命ぜられた

とき。

- (14) 甲が承諾した広告物と異なるものを掲出したとき。
- (15) 甲が承諾した掲出場所と異なる場所で掲出したとき。
- (16) その他乙がこの契約に違反し、又はこの契約を継続しがたい背信行為があったとき。

(中途解約)

第15条 乙は、本契約の中途解約を希望するときは、解約しようとする日の1年前までに、書面により申し入れることとする。この場合において、解約日は、解約しようとする日の属する月の末日とする。

- 2 乙は、前項に基づいて本契約を中途解約しようとする場合は、甲に対し、解約日までの賃料に加えて、直近の掲出料1年分相当額を違約金として支払うものとする。

(広告物の撤去等)

第16条 乙は、第2条の規定により契約期間が満了し、又は前2条の規定によりこの契約が解除されたとき若しくはその他の事由によりこの契約が終了したときは、乙の費用負担にて、契約期間満了日までに広告物を撤去・処分し、原状に回復して、土地を甲に返還しなければならない。

- 2 甲に返還された土地等に、一般的な注意の下で発見できなかった不備が確認された場合、乙は甲による履行の追完請求及び損害賠償請求等について、対処しなければならない。
- 3 乙が広告物を契約期間満了日までに撤去しない場合は、乙は広告物の所有権を放棄したものとみなし、甲は乙に代わって原状回復することができるものとする。この場合、原状回復に要する費用は第7条第1項の保証金を充当する。なお、原状回復費用が当該保証金を上回る場合は、甲は乙に原状回復費用から保証金を差し引いた金額を請求できるものとし、原状回復費用が保証金を下回る場合にはその残金を乙に返還する。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(管轄裁判所)

第18条 本契約に関し、甲と乙間に紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約締結の証として契約書2通を作成し、甲乙これに記名押印し、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	住所	大阪府中央区今橋2丁目3番21号	
	氏名	大阪府住宅供給公社 理事長名	印
乙	住所		
	氏名		印

掲出する物件の場所（別添図面のとおり）

甲所有の土地

（●●団地）

所在地 : ○○市○○丁目○番○の一部

場 所 : ●●花壇内

面 積 : ●m<sup>2</sup>

## (参考)

### 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)(抜粋)

第十一条 知事は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
  - 二 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該入札参加資格者を公共工事等に係る入札に参加させないこと。
  - 三 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、必要に応じ、その旨を公表すること。
  - 四 公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
  - 五 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を随意契約の相手方としないこと。
  - 六 公共工事等について元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該公共工事等に係る契約を解除すること。
  - 七 前各号に掲げるもののほか、公共工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 知事は、前項各号(第三号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
  - 3 知事は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

### 大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱(抜粋)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (4) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
  - イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(同号ウにおいて「利益の供与」という。)をした者
  - ウ 同号イに定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- オ 事業者で、次に掲げる者(ア)に掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は同号ア、イ、ウ、エのいずれかに該当する者のあるもの
  - (ア) 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
  - (イ) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
  - (ウ) 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
  - (エ) 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- カ 同号ア、イ、ウ、エ、オのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公社工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事

# 質 疑 書

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社 理事長 様

(〒 - )

住 所

氏 名

印

〔 法人においては  
名称及び代表者名 〕

令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集実施要領等に関して、下記のとおり、質疑します。

番 号	質 疑 内 容

# 入札参加申込書

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社 理事長 様

入札参加申込者  
(〒 - )

住 所  
氏 名

[ 法人においては  
名称及び代表者名 ]

実印

令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集実施要領等を承諾のうえ、入札参加  
申込をします。

記

1. 物件の表示 :

物 件 名	所 在 地	貸出面積
物件番号①	吹田市佐竹台1丁目2番30号	1㎡以下

2. 入札保証金 : 入札金額の100分の2以上の金額 (開札時に持参)

3. 入札必要書類等 :

- ①入札書
- ②入札参加申込書
- ③誓約書 (2種類: 本物件入札に関する誓約書及び大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書)
- ④役員名簿 (法人の場合のみ)
- ⑤住民票 (法人の場合は商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書) (開札日を基準に3ヶ月以内に発行したもの)
- ⑥印鑑証明書 (開札日を基準に3ヶ月以内に発行したもの)
- ⑦屋外広告業登録通知書 (写し)

# 入札参加申込書

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社 理事長 様

入札参加申込者  
(〒 - )

住 所  
氏 名

〔 法人においては  
名称及び代表者名 〕

実印

令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集実施要領等を承諾のうえ、入札参加  
申込をします。

記

1. 物件の表示 :

物 件 名	所 在 地	貸出面積
物件番号②	吹田市藤白台3丁目5番	2㎡以下

2. 入札保証金 : 入札金額の100分の2以上の金額 (開札時に持参)

3. 入札必要書類等 :

- ① 入札書
- ② 入札参加申込書
- ③ 誓約書 (2種類: 本物件入札に関する誓約書及び大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書)
- ④ 役員名簿 (法人の場合のみ)
- ⑤ 住民票 (法人の場合は商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書) (開札日を基準に3ヶ月以内に発行したもの)
- ⑥ 印鑑証明書 (開札日を基準に3ヶ月以内に発行したもの)
- ⑦ 屋外広告業登録通知書 (写し)

# 入札参加申込書

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社 理事長 様

入札参加申込者  
(〒 - )

住 所  
氏 名

〔 法人においては  
名称及び代表者名 〕

実印

令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集実施要領等を承諾のうえ、入札参加  
申込をします。

記

1. 物件の表示 :

物 件 名	所 在 地	貸出面積
物件番号③	吹田市津雲台3丁目2番	8㎡以下

2. 入札保証金 : 入札金額の100分の2以上の金額 (開札時に持参)

3. 入札必要書類等 :

- ① 入札書
- ② 入札参加申込書
- ③ 誓約書 (2種類: 本物件入札に関する誓約書及び大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書)
- ④ 役員名簿 (法人の場合のみ)
- ⑤ 住民票 (法人の場合は商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書) (開札日を基準に3ヶ月以内に発行したもの)
- ⑥ 印鑑証明書 (開札日を基準に3ヶ月以内に発行したもの)
- ⑦ 屋外広告業登録通知書 (写し)

# 入札参加申込書

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社 理事長 様

入札参加申込者  
(〒 - )

住 所  
氏 名

〔法人においては  
名称及び代表者名〕

実印

令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集実施要領等を承諾のうえ、入札参加  
申込をします。

記

1. 物件の表示 :

物 件 名	所 在 地	貸出面積
物件番号④	守口市長池町8番4号	3 m <sup>2</sup> 以下

2. 入札保証金 : 入札金額の100分の2以上の金額 (開札時に持参)

3. 入札必要書類等 :

- ① 入札書
- ② 入札参加申込書
- ③ 誓約書 (2種類: 本物件入札に関する誓約書及び大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書)
- ④ 役員名簿 (法人の場合のみ)
- ⑤ 住民票 (法人の場合は商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書) (開札日を基準に3ヶ月以内に発行したもの)
- ⑥ 印鑑証明書 (開札日を基準に3ヶ月以内に発行したもの)
- ⑦ 屋外広告業登録通知書 (写し)

# 入札参加申込書

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社 理事長 様

入札参加申込者  
(〒 - )

住 所  
氏 名

〔法人においては  
名称及び代表者名〕

実印

令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集実施要領等を承諾のうえ、入札参加  
申込をします。

記

1. 物件の表示 :

物 件 名	所 在 地	貸出面積
物件番号⑤	寝屋川市豊野町 25 番 1 号	2 m <sup>2</sup> 以下

2. 入札保証金 : 入札金額の 100 分の 2 以上の金額 (開札時に持参)

3. 入札必要書類等 :

- ① 入札書
- ② 入札参加申込書
- ③ 誓約書 (2種類: 本物件入札に関する誓約書及び大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書)
- ④ 役員名簿 (法人の場合のみ)
- ⑤ 住民票 (法人の場合は商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書) (開札日を基準に3ヶ月以内に発行したもの)
- ⑥ 印鑑証明書 (開札日を基準に3ヶ月以内に発行したもの)
- ⑦ 屋外広告業登録通知書 (写し)

# 入札参加申込書

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社 理事長 様

入札参加申込者  
(〒 - )

住 所  
氏 名

[ 法人においては  
名称及び代表者名 ]

実印

令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集実施要領等を承諾のうえ、入札参加  
申込をします。

記

1. 物件の表示 :

物 件 名	所 在 地	貸出面積
物件番号⑥	堺市南区晴美台3丁14番	4㎡以下

2. 入札保証金 : 入札金額の100分の2以上の金額 (開札時に持参)

3. 入札必要書類等 :

- ① 入札書
- ② 入札参加申込書
- ③ 誓約書 (2種類: 本物件入札に関する誓約書及び大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書)
- ④ 役員名簿 (法人の場合のみ)
- ⑤ 住民票 (法人の場合は商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書) (開札日を基準に3ヶ月以内に発行したもの)
- ⑥ 印鑑証明書 (開札日を基準に3ヶ月以内に発行したもの)
- ⑦ 屋外広告業登録通知書 (写し)

様式-3 (1)

# 入 札 書

大阪府住宅供給公社 理事長 様

入札参加申込者

住 所

氏 名



令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集実施要領等の内容を承知の上、下記の金額をもって入札します。

物 件 名	所 在 地	貸出面積
物件番号①	吹田市佐竹台1丁目2番30号	1 m <sup>2</sup>

記

物件番号①

入 札 金 額 (年間)	百	拾	万	千	百	拾	円

単価 (円/m<sup>2</sup>)

- 注) 1. 使用する印鑑は印鑑証明書に登録された実印(印鑑)とする。  
 2. 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。

# 入 札 書

大阪府住宅供給公社 理事長 様

入札参加申込者

住 所

氏 名



令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集実施要領等の内容を承知の上、下記の金額をもって入札します。

物 件 名	所 在 地	貸出面積
物件番号②	吹田市藤白台3丁目5番	2 m <sup>2</sup>

記

物件番号②

入 札 金 額 (年間)	百	拾	万	千	百	拾	円

単価 (円/m<sup>2</sup>)

- 注) 1. 使用する印鑑は印鑑証明書に登録された実印(印鑑)とする。  
 2. 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。

# 入 札 書

大阪府住宅供給公社 理事長 様

入札参加申込者  
住 所  
氏 名



令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集実施要領等の内容を承知の上、下記の金額をもって入札します。

物 件 名	所 在 地	貸出面積
物件番号③	吹田市津雲台3丁目2番	8 m <sup>2</sup>

記

物件番号③

入 札 金 額 (年間)	百	拾	万	千	百	拾	円

単価 (円/m<sup>2</sup>)

- 注) 1. 使用する印鑑は印鑑証明書に登録された実印(印鑑)とする。  
2. 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。

# 入 札 書

大阪府住宅供給公社 理事長 様

入札参加申込者  
住 所  
氏 名



令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集実施要領等の内容を承知の上、下記の金額をもって入札します。

物 件 名	所 在 地	貸出面積
物件番号④	守口市長池町8番4号	3 m <sup>2</sup>

記

物件番号④

入 札 金 額 (年間)	百	拾	万	千	百	拾	円

単価 (円/m<sup>2</sup>)

- 注) 1. 使用する印鑑は印鑑証明書に登録された実印(印鑑)とする。  
2. 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。

# 入 札 書

大阪府住宅供給公社 理事長 様

入札参加申込者

住 所

氏 名



令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集実施要領等の内容を承知の上、下記の金額をもって入札します。

物 件 名	所 在 地	貸出面積
物件番号⑤	寝屋川市豊野町 25 番 1 号	2 m <sup>2</sup>

記

物件番号⑤

入 札 金 額 (年間)	百	拾	万	千	百	拾	円

単価 (円/m<sup>2</sup>)

- 注) 1. 使用する印鑑は印鑑証明書に登録された実印(印鑑)とする。  
 2. 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。

# 入 札 書

大阪府住宅供給公社 理事長 様

入札参加申込者  
住 所  
  
氏 名



令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集実施要領等の内容を承知の上、下記の金額をもって入札します。

物 件 名	所 在 地	貸出面積
物件番号⑥	堺市南区晴美台3丁14番	4 m <sup>2</sup>

記

物件番号⑥

入 札 金 額 (年間)	百	拾	万	千	百	拾	円

単価 (円/m<sup>2</sup>)

- 注) 1. 使用する印鑑は印鑑証明書に登録された実印(印鑑)とする。  
2. 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。

# 入 札 書

見本

大阪府住宅供給公社 理事長 様

入札参加申込者  
住 所  
  
氏 名

実印

令和7年度 大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集実施要領等の内容を承知の上、下記の金額をもって入札します。

物 件 名	所 在 地	貸出面積
物件番号①	吹田市佐竹台1丁目2番30号	1 m <sup>2</sup>

お申込みされる物件にご記入下さい。  
入札金額と月額当たりの単価をご記入下さい。  
※単価は入札金額を面積で除した金額をご記入下さい。

物件番号①

入 札 金 額 (年間)	百	拾	万	千	百	拾	円

単価 (円/m<sup>2</sup>)

- 注) 1. 使用する印鑑は印鑑証明書に登録された実印(印鑑)とする。  
2. 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。

# 誓約書

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社 理事長 様

入札参加申込者

住 所

氏 名

実印

私は、令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集の入札参加申込を行うにあたり、次の事項を誓約いたします。

- 1 令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集実施要領に係る申込み資格のない者に該当いたしません。
- 2 大阪府行政手続条例（平成7年大阪府条例第2号）第12条第1項の規定及び大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号。以下「条例」という。）第24条の4の規定に基づく処分基準の対象でないことを誓います。
- 3 入札参加する上で、令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集実施要領、その他法令上の規制等すべて承知の上で参加いたしますので、後日これらのことについて大阪府住宅供給公社に対して一切の異議及び苦情を申し立てません。
- 4 落札物件及び落札金額、落札者名を公表することに同意いたします。

## 誓約書

私は、大阪府住宅供給公社（以下「公社」という。）が大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、公社の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

### 記

- 一 私は、契約に際して、大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱第2条第（4）、（5）号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱第2条第（4）、（5）号に掲げる者の該当の有無を確認するため、公社から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が公社から大阪府及び大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が本誓約書一に該当する事業者であると公社及び大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は公社及び大阪府の調査により判明した場合は、大阪府が大阪府暴力団排除条例等に基づき、大阪府ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 五 私は、契約に際して、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

大阪府住宅供給公社 理事長 様

令和 年 月 日

### 入札参加申込者

- ・ 所在地又は住所
- ・ 事業所名
- ・ 代表者
- ・ 代表者の生年月日



# 役員名簿

令和 年 月 日

住 所

法人の名称



役 職 名	ふりがな	生年月日	現 住 所
	氏 名		

様式-7

## 入札保証金納付書

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社 理事長 様

入札参加申込者：  
住所  
氏名



私は、令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集の入札保証金として、現金を下記のとおり納付いたします。

記

保証金額	物件番号①：¥ _____ 物件番号②：¥ _____ 物件番号③：¥ _____ 物件番号④：¥ _____ 物件番号⑤：¥ _____ 物件番号⑥：¥ _____	
公社 使用欄	現金確認欄 大阪府住宅供給公社 住宅経営部 管理企画課	印
現金領収欄	大阪府住宅供給公社 総務企画部 財務課出納員	領収印

- (注) 1 開札当日の受付までに必ず必要事項を記入、記名し押印しておいて下さい。  
 2 代理人が開札参加する場合は、入札参加申込者住所、氏名(印は不要)を記入の上代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印して下さい。

## 入札保証金受領書

令和 年 月 日

私は、\_\_\_\_\_の保証金の返還を受けました。  
 その証として本書を提出します。(入札終了後)

入札参加申込者：住所  
氏名



代理人：住所  
氏名

印

入札保証金納付書



大阪府住宅供給公社 理事長 様

入札参加申込者:

住  
氏

申込される物件番号欄に保証金額をご記入下さい。



私は、令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集の入札保証金として、現金を下記のとおり納付いたします。

記

保 証 金 額	物件番号① : ¥ _____
	物件番号② : ¥ _____
	物件番号③ : ¥ _____
	物件番号④ : ¥ _____
	物件番号⑤ : ¥ _____
	物件番号⑥ : ¥ _____

お申込みされない物件の欄には「¥0-」をご記入下さい。

公 社	現金確認欄	大阪府住宅供給公社	住宅経営部	管理企画課	印
-----	-------	-----------	-------	-------	---

記入されずに、該当欄は空白のままとして下さい。  
開札後、返金を受けられる場合に記入していただく欄です。

お申込みされた物件の内、落札されなかった物件番号を記入していただきます。

金受領書

令和 年 月 日

私は 物件番号①、③、⑤ の保証金の返還を受けました。

その証として本書を提出します。(入札終了後)  
 入札参加申込者：住所  
                           氏名  
 代理人：住所  
                           氏名

実印  
印

# 委任状

令和 年 月 日

私（入札参加申込者）は、令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集にあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

## 記

### 1. 委任する権限

令和7年度大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集 に関する一切の権限

### 2. 代理人

住所

氏名

見

委任者

本

代理人使用印

入札参加申込者：

住所

氏名

実印

(注) 1. 委任状は、開札当日に必要です。

2. 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印して下さい。

入札必要書類等チェックリスト（郵送していただく書類）

	確認欄
①入札参加申込書（様式－２）	<input type="checkbox"/>
②入札書（様式－３）	<input type="checkbox"/>
③本物件入札に関する誓約書（様式－４）	<input type="checkbox"/>
④大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書（様式－５）	<input type="checkbox"/>
⑤役員名簿（様式－６）	<input type="checkbox"/> ※法人の場合のみ必要
⑥住民票（※１）	<input type="checkbox"/>
⑦印鑑証明書	<input type="checkbox"/>
⑧屋外広告業登録通知書（写し）	<input type="checkbox"/>

※１ 法人の場合は商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書

■詳細は、本要領 P.7 記載の「9. 入札方法等（2）入札必要書類等」をご覧ください。

■開札当日にご持参いただくものについては、本要領 P.8 記載の「11. 開札について」をご覧ください。

事業候補者に提出していただく書類

	確認欄
屋外広告物（掲出・変更掲出）申請書（別紙様式1）	<input type="checkbox"/>
①平面図 （広告物の設置位置が確認できる図面）	<input type="checkbox"/>
②意匠図 （広告物のデザイン、広告物の面積の分かる図面）	<input type="checkbox"/>
③構造図 （基礎の構造、材質、支柱の大きさ等、分かる図面）	<input type="checkbox"/>

※令和8年5月26日(火)までに提出していただきます。

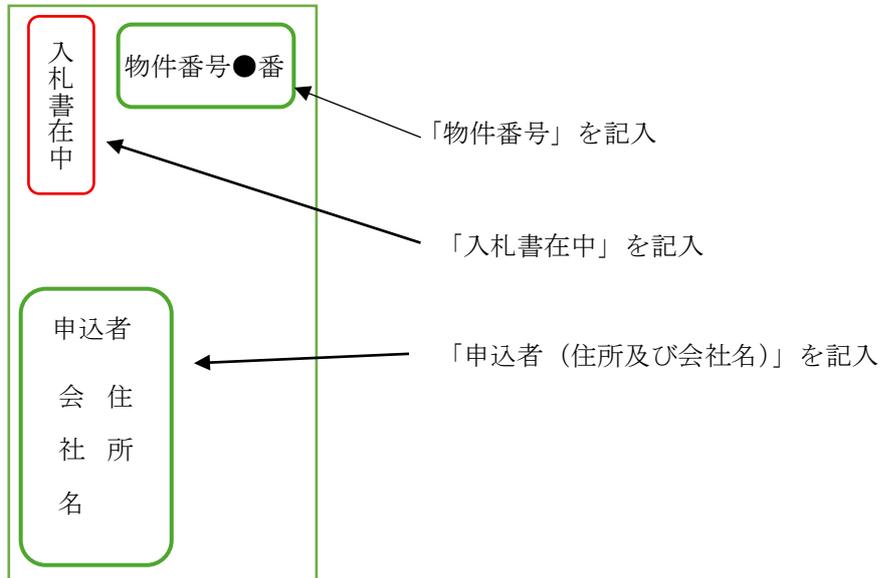
## 入札書類の郵送及び方法について

応札する物件毎に入札用封筒をご準備していただき、以下の方法で郵送して下さい。

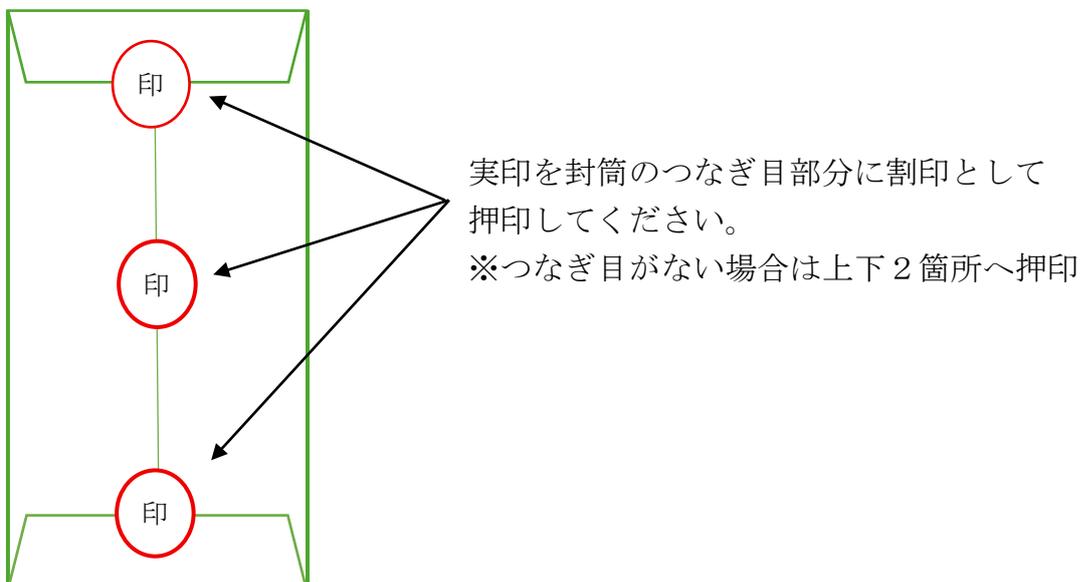
### 入札書の入れ方（入札用封筒の作成）（参考図①）

- ・入札案件1つにつき、入札用封筒を1通作成して下さい。
- ・応札する物件毎に入札書①～⑥を作成し、入札用封筒（長形3号）には入札案件の入札書のみを入れて封かんして下さい。
- ・入札用封筒の表面には、下記のとおり必要事項を記入し、裏面には割印を押印して下さい。

（表）

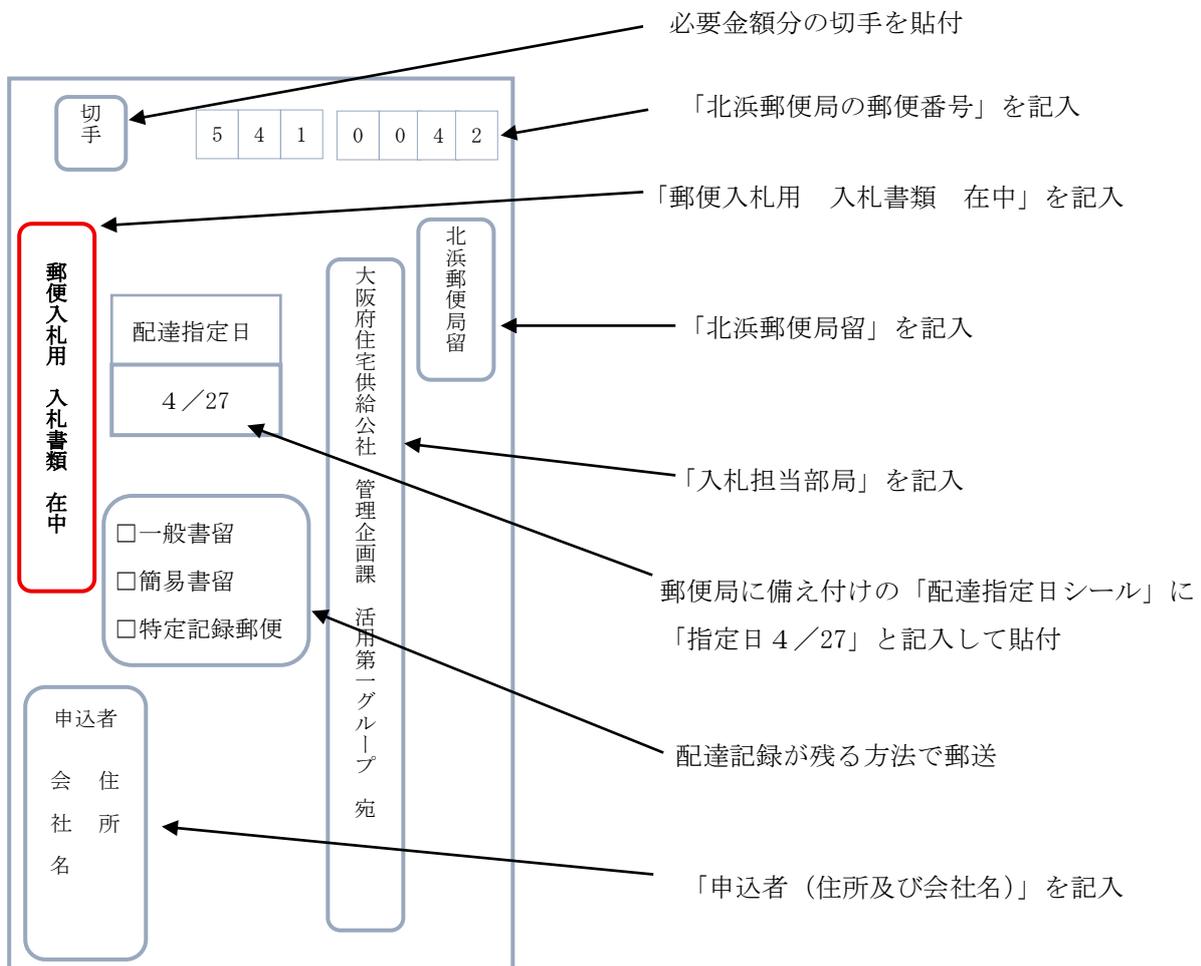


（裏）



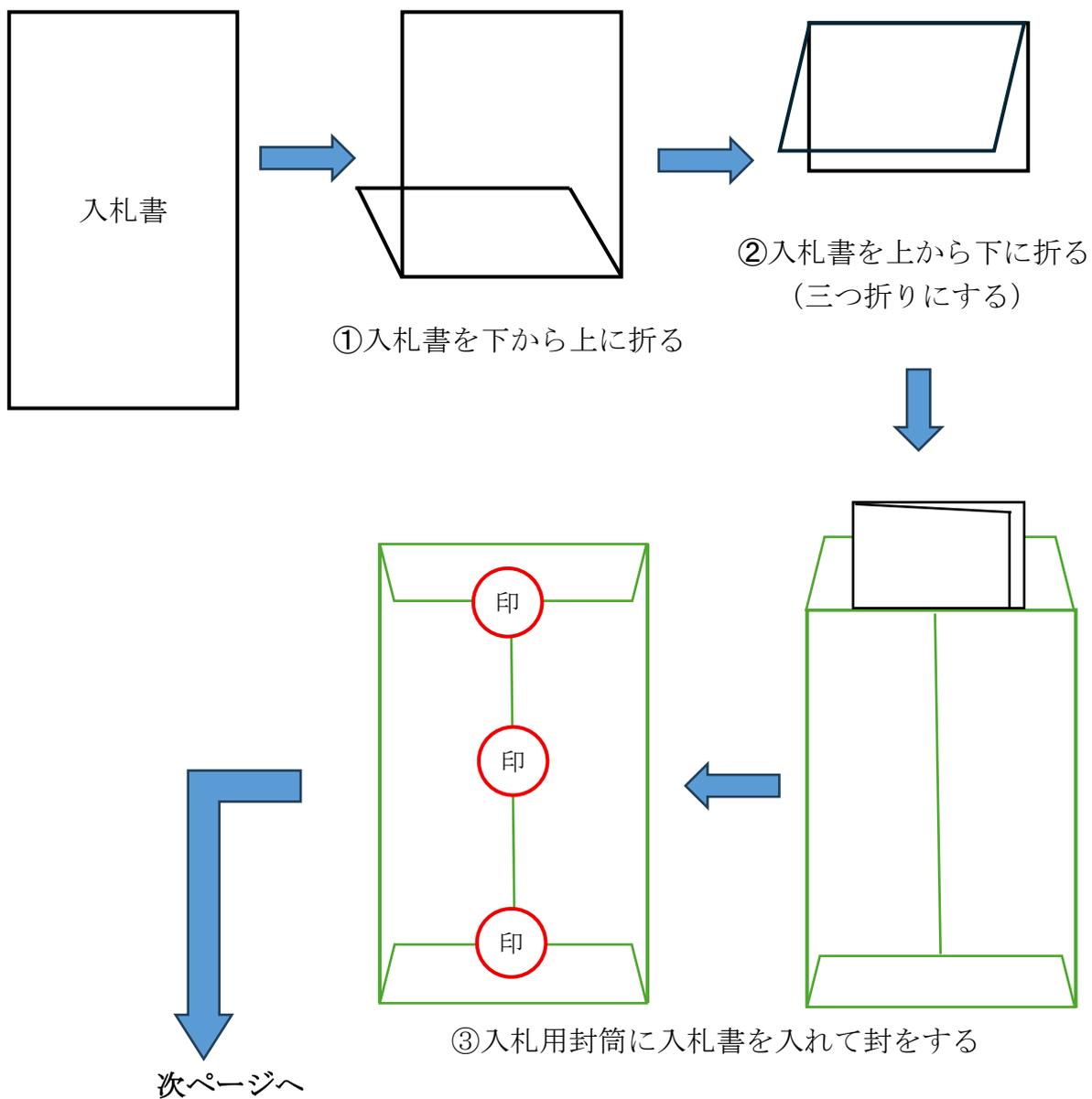
入札書の入札方（郵送用封筒の作成）（参考図②）

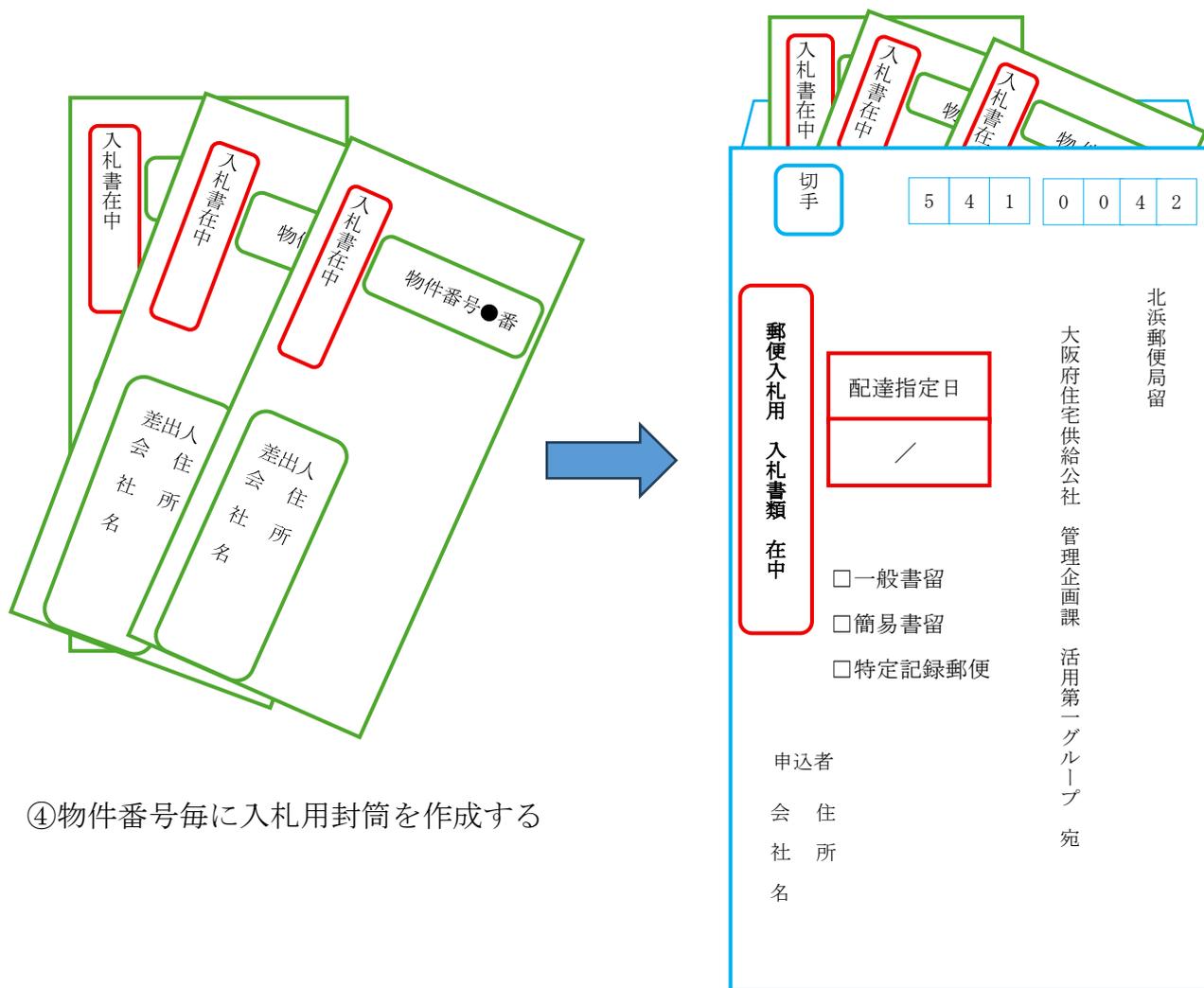
- ・ 応札する入札用封筒（長形 3 号）及び入札で提出する全ての書類を郵送用封筒（角形 2 号）に入れて下さい。
- ・ 郵送用封筒の表面には、下記のとおり必要事項を記入して下さい。
- ・ 配達指定日シールを貼り、「4 月 27 日」を記入して下さい。
- ・ 送り主の手元に記録が残るように、「一般書留」、「簡易書留」、「特定記録郵便」のいずれかの方法で郵送して下さい。
- ・ 郵送に必要な金額分の切手を貼付けてお送り下さい。



入札書の入れ方（入れ方）（参考図③）

手順を①～⑤にて示す。（※①、②は入札の折り方について）





④物件番号毎に入札用封筒を作成する

⑤郵送用封筒に入札用封筒及び入札で提出する全ての書類を入れる

## 大阪府住宅供給公社地図・交通アクセス図



地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車⑧番出口徒歩約5分、堺筋線北浜駅下車②番出口徒歩約3分